# 高知県人事行政の運営等の状況

令和元年9月高 知 県

# 高知県人事行政の運営等の状況

# ~ 目 次 ~

第1章	職員の任用及び職員数に関する状況							
1	任用の状況	•	•	•		•	•	1
	(1)採用者数	•	•	•	•	•	•	1
	(2) 退職者数	•	•	•		•	•	1
	(3) 再任用者数	•	•	•	•	•	•	2
2	職員数の状況	•	•	•	•	•	•	2
	(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	•	•	•	•	•	•	2
	(2) 年齢別職員構成の状況	•	•	•	•	•	•	3
	(3)職員数の推移	•	•	•	•	•	•	3
	(4) 障害者の在職状況	•	•	•	•	•	•	3
第2章	職員の給与の状況							
1	総括	•	•	•	•	•	•	4
	(1) 給与の決定の仕組み	•	•	•	•	•	•	4
	(2) 人件費の状況	•	•	•	•	•	•	4
	(3) 職員給与費の状況	•	•	•	•	•	•	4
	(4) ラスパイレス指数の状況	•	•	•	•	•	•	5
	(5) 給与改定の状況	•	•	•	•	•	•	5
	(6) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	•	•	•	•	•	•	6
	(7) 特記事項	•	•	•	•	•	•	6
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	•	•	•	•	•	•	7
	(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	•	•	•	•	•	•	7
	(2) 職員の初任給等の状況	•	•	•	•	•	•	9
	(3)職員の経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況	•	•	•	•	•	•	9
3	一般行政職の級別職員数等の状況	•	•	•	•	•	•	10
	(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	•	•	•	•	•	•	10
	(2) 昇給への勤務実績の反映状況	•	•	•	•	•	•	10
4	職員の手当の状況	•	•	•	•	•	•	11
	(1) 期末手当・勤勉手当	•	•	•	•	•	•	11
	(2) 退職手当	•	•	•	•	•	•	12
	(3) 地域手当	•	•	•	•	•	•	12
	(4) 特殊勤務手当	•	•	•	•	•	•	12
	(5) 時間外勤務手当	•	•	•	•	•	•	16
	(6) その他の手当	•	•	•	•	•	•	16
5	特別職の報酬等の状況	•	•	•	•	•	•	18

6	公営企業職員の状況	 19
	(1) 電気事業	 19
	① 職員給与費の状況	 19
	② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	 19
	③ 職員の手当の状況	 19
	(2) 工業用水道事業	 21
	① 職員給与費の状況	 21
	② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	 21
	③ 職員の手当の状況	 22
	(3)病院事業	 23
	① 職員給与費の状況	 23
	② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	 24
	③ 職員の手当の状況	 24
第3章	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
1	勤務時間	 27
	(1) 勤務時間	 27
	(2)週休日及び休日	 27
2	休暇の種類	 27
	(1) 年次有給休暇	 27
	(2)病気休暇	 27
	(3)特別休暇	 27
	(4)介護休暇	 30
	(5)介護時間	 30
	(6)組合休暇	 30
3	育児休業等	 30
	(1) 育児休業	 30
	(2) 育児短時間勤務	 30
	(3) 部分休業	 30
第4章	職員の服務及び休暇等の状況	
1	年次有給休暇の取得状況	 31
2	育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況	 31
	(1) 育児休業	 31
	(2) 部分休業	 31
	(3)介護休暇	 32
3	倫理条例に基づく届出の状況	 32
4	職務専念義務免除の状況	 33
5	営利企業従事許可の状況	 34

第5章	職員の分限及び懲戒の状況							
1	分限処分	•	•	•	•		•	35
2	懲戒処分	•	•	•	•	•	•	35
	(1) 平成30年度の懲戒処分の状況	•	•	•	•		•	35
	(2) 処分の事由別状況	•	•	•	•	•	•	36
第6章	職員の研修及び人事評価の状況							
1	研修の状況	•	•	•	•	•	•	37
	(1) 知事部局等	•	•	•	•	•	•	37
	(2) 教育委員会	•	•	•	•	•	•	38
	(3)警察本部	•	•	•	•	•	•	39
	(4) 公営企業局	•	•	•	•	•	•	39
2	人事評価の状況	•	•	•	•		•	40
	(1) 知事部局等	•	•	•	•		•	40
	(2) 教育委員会	•	•	•	•	•	•	40
	(3) 警察本部	•	•	•	•	•	•	41
第7章	職員の福祉及び退職管理の状況							
1	労働安全衛生管理体制	•	•				•	42
2	健康診断の実施	•	•				•	42
3	メンタルヘルス対策事業	•	•		•		•	42
4	保健事業等	•	•		•		•	42
5	互助会制度	•	•				•	42
6	職員住宅の保有状況	•	•	•			•	42
7	公務災害の発生状況	•	•				•	42
8	職員の退職管理に関する状況	•	•	•	•	•	•	43
第8章	その他							
1	公益通報処理の状況	•	•	•	•	•	•	44
	(1) 公益通報の件数	•	•	•	•		•	44
	(2) 是正措置等の状況	•	•	•	•	•	•	44
2	女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表	•	•	•	•	•	•	45
	(1) 知事部局	•	•	•	•	•	•	45
	(2) 教育委員会(公立学校)	•	•	•	•	•	•	46
	(3)警察本部	•	•	•	•	•	•	47
	(4)公営企業局				•			48

# 第1章 職員の任用及び職員数に関する状況

# 1 任用の状況

# (1)採用者数

平成30年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

							<u>(</u> 単位:人)				
	<b>ラ</b> ハ		採用者数								
	区分	上級	中級	初級	割愛	選考	合計				
	事務職	67	0	16	5	5	93				
知事部局	技 術 職	29	0	10	4	22	65				
	小 計	96	0	26	9	27	158				
教育	委 員 会	9	1	18	36	308	372				
警 察	本 部	30	0	54	25	2	111				
公 営	企 業 局	0	0	0	3	38	41				
合	計	135	1	98	73	375	682				

<sup>(</sup>注) 「割愛」とは、国等との人事交流に伴う採用のことをいい、採用者数は、再任用職員、臨時的任用職員 及び非常勤職員を除いている。

# (2)退職者数

平成30年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

	E /\			退職	者数		
	区分	定年退職	勤務延長 後の退職	勧奨	割愛	その他	合計
	事務職	49	0	12	7	22	90
知事部局	技 術 職	49	0	9	7	20	85
자카마이	技能職	2	0	0	0	0	2
	小 計	100	0	21	14	42	177
教育	委 員 会	258	0	80	51	39	428
警 察	本 部	55	0	7	18	31	111
公 営	企 業 局	8	1	4	5	40	58
議会	事 務 局	2	0	1	0	0	3
監査委	員 事 務 局	1	0	0	0	0	1
人事委員	員会事務局	1	0	0	0	0	1
労 働 委 」	員会事務局	0	0	0	0	0	0
高知海区漁業	調整委員会事務局	0	0	0	0	1	1
収用委員	員会事務局	1	0	0	0	0	1
合	<b>1</b>	426	1	113	88	153	781

<sup>(</sup>注) 退職者数は、再任用後の離職者、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いている。

# (3)再任用者数(平成31年4月1日現在)

再任用職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

	区	.分		職員数
知	事	部	局	130
教	育	委 員	会	243
警	察	本	部	57
公	営 1	企 業	局	12
	合	計		442

※上記のうち、短時間勤務職員は 82 人

# 2 職員数の状況

# (1)部門別職員数(平成31年4月1日現在)の状況と主な増減理由

部門別の職員数と主な増減理由は、次のとおりです。

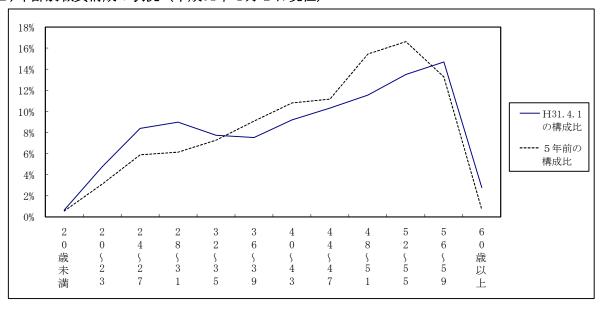
(単位:人)

	区分	職員	数	対前年	主な増減理由
部門		平成30年	平成31年	増減数	土は相談在田
	議会	29	29	0	
	総務企画	647	648	1	地方創生(産業振興)への対応
	税務	134	131	△ 3	業務の見直し
	民生	333	338	5	要配慮者支援対策の強化への対応
一般行政部門	衛生	397	395	△ 2	環境研究センターの衛生環境研究所へ の統合に伴う体制の見直し
一板11 攻部门	労働	48	46		技術職の退職
	農林水産	904	901	△ 3	全国豊かな海づくり大会の終了に伴う 減
	商工	238	240	2	輸出振興業務への対応 IoT推進業務への対応
	土木	706	708	2	国土強靱化対策、災害復旧への対応
	小計	3, 436	3, 436	0	(参考:人口10万人当たりの職員数 478人)
	教育	7, 299	7, 277	△ 22	児童生徒数減少による減
特別行政部門	警察	1, 918	1, 925	7	新規再任用者の増加
	小計	9, 217	9, 202	△ 15	(参考:人口10万人当たりの職員数 1,282人)
	病院	791	786		看護師等の減
公営企業等	下水道	3	4	1	計上部門の変更(一般行政・土木部門 からの変更)
会計部門	その他	60	60	0	
	小計	854	850	△ 4	(参考:人口10万人当たりの職員数 118人)
合 計		13, 507	13, 488	△ 19	(参考:人口10万人当たりの職員数
		[15, 865]	[15, 865]		1,879人)

<sup>(</sup>注) 1 職員数は、一般職に属する職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員 などを含み、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いている。

<sup>2 【 】</sup>内は、条例で定められた定数の合計であり、職員数の上限を表す。

# (2)年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	#
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	87	640	1, 131	1,211	1,043	1,015	1,239	1,391	1,556	1,821	1,981	373	13, 488

# (3)職員数の推移

	、 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	5年前との	つ比較
部門		十八人20千	十八八二十	十八人20千	十八八二十	十八人30千	十,001十	増減数	増減率(%)
一般	行政	3, 399	3, 388	3, 374	3, 407	3, 436	3, 436	37	1. 1
教	育	7, 608	7, 523	7, 456	7, 342	7, 299	7, 277	△ 331	△ 4.4
警	察	1, 906	1, 935	1, 907	1, 916	1, 918	1, 925	19	1.0
	会計計	12, 913	12, 846	12, 737	12, 665	12, 653	12, 638	△ 275	△ 2.1
公営会	企業等 計	780	797	852	856	854	850	70	9.0
Ē	H	13, 693	13, 643	13, 589	13, 521	13, 507	13, 488	△ 205	△ 1.5

# (4)障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

		平成	30年		令和元年					
区分	法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数	障害者数	障害者雇用率	法 定雇用率	法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数	陪宝老粉	障害者雇用率	法 定雇用率		
知事部局	3,618.5人	75人	2. 07%	2. 5%	3,640.5人	95人	2. 61%	2.5%		
教育委員会	5,879人	123人	2. 09%	2.4%	5,885人	150人	2. 55%	2.4%		
警察本部	374人	9人	2. 41%	2. 5%	381人	14人	3. 67%	2.5%		
公営企業局	389人	4人	1. 03%	2.5%	388.5人	8.5人	2. 19%	2. 5%		

<sup>(</sup>注) 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数 を除いた職員数である。

<sup>2 「</sup>障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の 重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウン トしている。

<sup>3</sup> 職員数については、臨時的任用職員を除いている。

# 第2章 職員の給与の状況

## 1 総括

#### (1)給与の決定の仕組み

地方公務員の給与は、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与その他の事

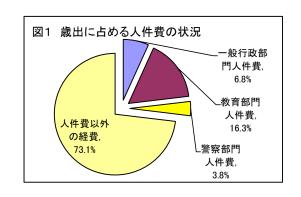
情を考慮して定めなければならないことになっています。 具体的には、人事委員会が民間事業所の給与の実態などを調査し、これに基づいた報告や勧告を知事と議会に行います。この報告や勧告を受けた知事は、給与の改定について検討した上で、これに必要な条例議案を議会に提出し、議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

(2)人件費の状況 (平成30年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成29年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
717, 480	435, 224, 218	1,301,581	117, 122, 891	26. 9	25. 5

(注) 人件費とは、職員及び知事、議員などの特別職に支給される給与、報酬等及び退職手当、地方職員共済組合 への負担金、恩給、退職年金並びに災害補償などである。

$\mathcal{O}_{\mathcal{I}}$	八件負奶扒洗	(平成30年度晋迪宝	: 訂伏昇/		
		人件費 (千円)	構成比 (%)		
	一般行政部門	29, 626, 626	6.8		
人	教育部門	71, 061, 758	16. 3		
人件費	警察部門	16, 434, 507	3.8		
	人件費計	117, 122, 891	26. 9		
	人 件 費 以外の経費	318, 101, 327	73. 1		
	歳出総額	435, 224, 218	100.0		



(3)職員給与費の状況 (平成30年度普通会計決算)

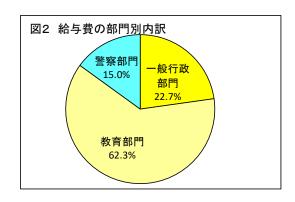
職員数		給	与	費
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)
人	千円	千円	千円	千円
12,653	53, 784, 279	9, 034, 987	19, 524, 417	82, 343, 683

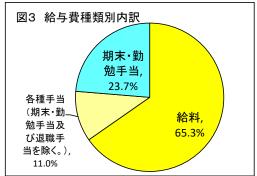
(参考) 1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 (平成29年度決算)
千円	千円
6, 508	7, 174

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
  - 3 事業費支弁に係る職員の人件費を除く。
  - 4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

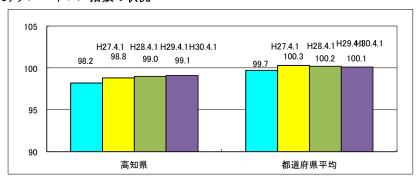
○職員の給与費の状況 (平成30年度普通会計決算)

○概員が指予員が依犯	(十)以30十)及日地云可仅另	-)		
区分	給料	各種手当(期末・勤勉 手当及び退職手当を除 く。)	期末・勤勉手当	計
一般行政部門	11,712,649千円	2,675,372千円	4, 334, 896千円	18,722,917千円
一版打以市门	11, 712, 049   🗇	2, 015, 312   🗇	4, 334, 690   🗇	22.7%
教育部門	34, 859, 472千円	3, 889, 170千円	12,510,370千円	51, 259, 012千円
教育叩门	34, 653, 472   [7]	3, 609, 170   [7]		62.3%
警察部門	7, 212, 158千円	2, 470, 445千円	9 670 151壬Ⅲ	12,361,754千円
音祭部門	7, 212, 156   🗇	2, 470, 445   🗇	2,679,151千円	15.0%
計	53, 784, 279千円	9,034,987千円	19,524,417千円	82, 343, 683千円
給与費に占める割合	65. 3%	11.0%	23. 7%	100.0%





#### (4)ラスパイレス指数の状況



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数 (構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- ※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

②平成27年4月から国において実施した給与制度の総合的見直しを本県は実施していないため、当該見直しに伴う俸給表水準の引下げの際の経過措置を行っていない。このため、昇給による平均給料月額の上げ幅が国より大きくなり、ラスパイレス指数の上昇の主な要因となったもの。国における当該経過措置は平成30年3月をもって廃止されたため、今後は上昇しない見込みである。

#### (5)給与改定の状況

#### ①月例給

区分	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)	給与改定率
30年度	円 344, 197	円 343, 694	円 503 (0. 15%)	% 0. 15	% 0. 15
(沙)	「民間公占」「公教」	3 終 片 □ □ □ 重 禾 目	今知生において 公民	の1日八の公上短	た ラフパノレフH

0.16 ス比較した

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した 平均給与月額である。

# ②特別給(期末・勤勉手当)

€ 14 W							
		人事委員会の勧告					
区分	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)	年間支給月数		
30年度	月 4.16	月 4.10	月 0.06	月 0.05	月 4.15		

(参考) 国の年間 支給月数 月 4.45

(参考) 国 の 改定率

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (6)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取 り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

[既に今回の見直しの趣旨に沿った水準等になっている。]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)) (既に今回の見直しの趣旨に沿った水準等になっている理由)

本県は、平成18年度から実施してきた給与構造改革以降、給与制度は国に準拠することを基本とした上で、給与 水

準については、地域の民間給与との均衡を図るため、毎年の公民較差に基づき給与の改定を行っており、独自に水 準

調整した給料表を作成するとともに、期末・勤勉手当についても、県内民間事業所の厳しい経営状況を踏まえ、国 家 公務員を下回る水準で改定を行ってきたこと

平成30年についても、国は月例給を0.16%引き上げたのに対し、本県は月例給を0.15%引き上げ、期末・勤勉手当 ィ は、国、本県とも0.05月分引き上げたが、本県の引上げ後の支給月数は4.15月と、国の引上げ後の支給月数である 4.45月を下回っている

また、本県独自の任用等級制の下、平成19年に昇格運用の見直しを行い、3等級(行政職給料表が適用される職 員

で例示すれば4級及び5級の職)への昇任については、チーフ、班長等のポスト職に配置される場合に限って4級 に

-昇格させるなど職務給の原則に基づく厳格な昇格運用を実施していること。 - これらに加えて、勤務実績の給与への反映など、給与制度の適正な運用に最大限努めてきたこと

こうした取り組みの結果、本県では、地域における民間給与との均衡が保たれており、職員の年代別の給与水準 を

県内民間と比較しても、国家公務員のように50歳台後半層の職員の給与水準が民間を上回る状況は生じていないこ

#### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

医療職給料表 (1) が適用される医師及び歯科医師の支給割合について見直しを実施

(支給割合) 国基準16%に対し、高知県においても16%を支給 (支給時期) 平成27年4月1日より実施

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合	平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
国基準による支給割合	15%	16%	16%	16%	16%
高知県の支給割合	15%	16%	16%	16%	16%

・地域于ヨについても、桁子削及り総合的兄ഥしの一界として11474のものであることから、医焦頓桁科衣(1)か 適

用される医師及び歯科医師以外の支給割合は据え置いた ・ただし、医療職給料表(1)が適用される医師及び歯科医師に係る地域手当については、人事院も、国の医師の給 与

水準が依然として民間の水準を下回っている状況にあることから、俸給表の引き下げを行わない中、地域手当の支 給

割合を16%に引き上げることとしており、本県における人材確保の困難性を踏まえ、国と同様に医療職給料表 (1)

#### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

#### (7)特記事項

なし

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

# (1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	42.9歳	318, 538円	386, 070円	339, 945円
国 (H30.4.1時点)	43.5歳	329, 845円	- 円	410,940円
都道府県平均 (H30. 4. 1時点)	43.1歳	327, 050円	413, 909円	369, 953円

## ②高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	46.0歳	388, 800円	430,878円	406, 211円
都道府県平均 (H30. 4. 1時点)	44.8歳	375, 279円	440, 397円	- 円

## ③小·中学校教育職

'					
	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
	高知県	45.0歳	372, 202円	412,672円	392, 246円
	都道府県平均 (H30. 4. 1時点)	43.0歳	361, 178円	419, 034円	- 円

#### ④警察職

せ 音 示 帆				
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	38. 2歳	316, 903円	426, 437円	338, 927円
国 (H30.4.1時点)	41.3歳	317, 397円	- 円	374, 941円
都道府県平均 (H30.4.1時点)	38. 4歳	320,732円	456, 228円	368, 727円

同姑能聯

	日亡4氏					
				公 務	員	
	区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
	高知県	58.0歳	31人	292, 291円	320, 823円	302, 958円
	うち学校給食員	- 歳	- 人	- 円	- 円	— 円
	うち用務員	58.3歳	4人	330, 419円	347, 569円	336, 669円
	うちその他	57.9歳	27人	286,642円	316,831円	297, 949円
	国 (H30.4.1時点)	50.7歳	2, 553人	286, 817円	- 円	328, 637円
	都道府県平均 (H30.4.1時点)	52.9歳	210人	324, 106円	379, 720円	357, 326円

		民間		参 考
区分	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高知県	-	一歳	— 円	_
うち学校給食員	調理師	45.7歳	219, 100円	_
うち用務員	用務員	55.6歳	207, 200円	1.68
うちその他	_	一歳	— 円	_

	参考					
区分	年収ベース(試算値)の比較					
	公務員(C)	民間 (D)	C/D			
高知県	- 円	- 円				
うち学校給食員	- 円	3,009,800円	_			
うち用務員	5, 212, 128円	2,808,700円	1.86			
うちその他	- 円	- 円	_			

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもので ある。
  - 「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外手当等を除い たもの)で算出している。
  - 3 高等学校教育職及び小・中学校教育職の平均給与月額は、全ての諸手当込みの数字を記載している。
  - 民間データは、総務省から提供されたもので、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査(いわゆる賃金センサス。10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象に、常用労働者のうち一般労働者について集計したもの。)のデータを使用している。(平成27年度から29年度の3ヶ年平均) ※「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。
  - - ①期間を定めずに雇われている労働者
    - ②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者
    - ③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用 された労働者
  - ※「一般労働者」 とは、短時間労働者(同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日 の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者) 以外の労働者をいう。
  - 民間データの労働者には、正社員だけでなく、いわゆる非正規雇用の労働者も含まれているが、技能職のデータは、任期の定めのない正規任用の常勤職員のみであり、臨時・非常勤職員は含んでいないなど、技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているも のではない。
  - 6 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、 公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加 えた試算値である。

(2)職員の初任給等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		高 知	県	国	
一般行政職	大学卒	1	84, 900円	総合職 一般職	194,000円 180,700円
<b>州文</b> 1 J 正义 相联	高校卒	1	50,800円		148,600円
小・中学校	大学卒	2	06, 300円	_	
教育職	高校卒	1	61,600円	_	
高等学校	大学卒	2	06, 300円	_	
教育職	高校卒	1	61,600円	_	
<b>卷</b> 女 宏元 TÚL	大学卒	2	11,400円	総合職 一般職	217, 900円 209, 700円
警察職	高校卒	1	75, 500円		171, 200円
技能職	高校卒	1	53,000円	(技能職員)	146,000円
技能職	中学卒	1	39, 400円	(技能職員)	138,000円

(3)職員の経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

<b>3 / 職員の経験年数</b> 区分	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
	十兴大	255, 762円	353, 490円	386, 450円	397, 713円
一般行政職	大学卒	(33.4歳)	(42.8歳)	(48.1歳)	(53.1歳)
一7又11以40	高校卒	220,733円	325, 120円	352,057円	370, 123円
	同仅午	(28.8歳)	(38.4歳)	(43.5歳)	(48.6歳)
	大学卒	307, 244円	392,004円	421, 387円	433, 282円
小・中学校教育職	八子午	(32.4歳)	(42.6歳)	(47.5歳)	(52.4歳)
7、十十仅叙月椒	高校卒	- 円	一 円	一 円	一 円
	间仅十	( – )	( - )	( - )	( - )
	大学卒	303, 179円	398, 540円	431,310円	441,867円
高等学校教育職		(32.4歳)	(42.6歳)	(48.2歳)	(52.6歳)
问守于仪教育概		一 円	一 円	一 円	一 円
	间仅十	( – )	( – )	( - )	( - )
	大学卒	279, 444円	413, 275円	410, 400円	420, 160円
警察職	八十十	(33.2歳)	(42.7歳)	(47.4歳)	(53.2歳)
言宗概	高校卒	255, 763円	369, 180円	402, 340円	408, 967円
	间仅十	(29.4歳)	(38.6歳)	(43.9歳)	(48.3歳)
	高校卒	一 円	一 円	一 円	一 円
技能職	间以十	( - )	( - )	( - )	( - )
3人 日口4以	中学卒	一 円	一 円	一 円	一 円
	丁子子	( – )	( – )	( - )	( - )

<sup>(</sup>注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数であるが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数である。 2 数値を記載していない欄は該当者がいない、又は極めて少数であり、更に近似の年数も同様であるため記載していないもの。

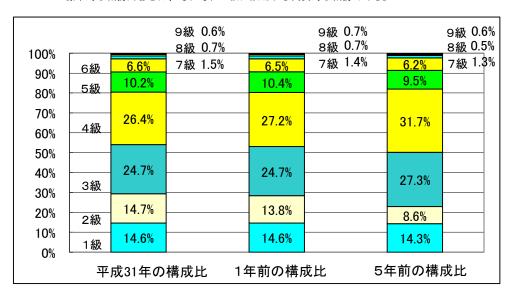
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

職員は、職務の種類に応じて9種類の給料表のいずれかが適用され、職務の複雑さ、困難性及び責任の度合いに応じて各々の級に区分されていますが、一般行政職では、次の表のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の給料月額	最高号給給料月額
1級	主事・技師	539人	14.6%	141,900円	244, 700円
2級	主査	540人	14.7%	191,800円	309, 900円
3級	係長・主幹	910人	24.7%	227, 300円	357, 100円
4級	班長・主任	970人	26.4%	264, 100円	390,800円
5級	課長補佐	374人	10.2%	291, 100円	403, 200円
6級	課長	243人	6.6%	322, 100円	425, 300円
7級	副部長・参事	54人	1.5%	367, 200円	459, 100円
8級	副部長	25人	0.7%	413,700円	481, 200円
9級	部長・理事	23人	0.6%	467, 400円	541,000円
	計	3,678人	100.0%		

- (注) 1 高知県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への勤務実績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日まで		高知	印県	玉	
	における運用		一般職員	特定管理職員	一般職員
イ	人事評価を実施した	0	0	0	0
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用	0	0	0	0
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用				
口	人事評価を実施していない				

職員の勤務成績を適切に給与に反映させるため「 I 極めて良好」「 II 特に良好」「 III 良好」「 IV やや良好でない」「 V 良好でない」の 5 段階の昇給区分を設定(昇給日は毎年 4 月 1 日。)。

#### 【平成31年4月1日の昇給の状況(知事部局)】

区分		全職員		
区:	ガ	職員数	職員数の構成比	
	I	29人	1.1%	
	П	752人	28.0%	
昇給区分 を決定し	Ш	1,853人	69. 0%	
を伏足した職員	IV	39人	1.4%	
	V	13人	0. 5%	
	小計	2,686人	100.0%	
昇給区分を決定しなかった職員		744人		
総計		3,430人		

- (注) 1 職員数には、労働委員会及び収用委員会の職員を含んでいる。 2 「昇給区分を決定しなかった職員」とは、公益的法人等への派遣、育児休業等により勤務成績を 判定できない職員、職務の級の最高号給を受ける職員、再任用職員、新規採用職員等である。
  - 3 職員数には、一般行政職以外の職員を含んでいる。

## 4 職員の手当の状況

# (1)期末手当・勤勉手当

<u>(1/知本于目:劉旭于目                                    </u>									
		高 知	県			国			
1人当たり	平均支	給額(平成30年度)							
		1,569	千円						
(平成30年	度支給	割合)			(平成30年	度支	(給割合)		
		期末手当		勤勉手当			期末手当	į	勤勉手当
6月期		1.2月分		0.775月分	6月期		1.225月分		0.9月分
	(	0.64月分)	(	0.385月分)		(	0.65月分)	(	0.425月分)
12月期		1.35月分		0.825月分	12月期		1.375月分		0.95月分
	(	0.735月分)	(	0.415月分)		(	0.8月分)	(	0.475月分)
計		2.55月分		1.6月分	計		2.6月分		1.85月分
	(	1.375月分)	(	0.8月分)		(	1.45月分)	(	0.9月分)
(加算措置	(加算措置の状況)			(加算措置の状況)					
職制上の段階・職務の級等による加算措置			職制上の段階・職務の級等による加算措置				措置		
• 役職加	・役職加算 5%~20%				・役職加算 5%~20%				
• 管理職	加算	10%~20%			• 管理職	加算	10%~25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

Ĺ	)	<u> 恕于当への勤務成績の反映状况(一般行政</u> 職	哎)			
	平成30年度中における運用		高知	県	玉	
			特定管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
	イ	人事評価を実施した	0	0	0	0
		標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	0	0	0	0
		標準に加え、上位の成績率も適用				
		標準に加え、下位の成績率も適用				
		標準の成績率のみ適用				
	口	人事評価を実施していない				

勤勉手当への勤務実績の反映については、平成11年6月から実施。再任用職員へは平成29年6月から実施。 勤務成績は、「特に優秀」(再任用職員はなし)、「優秀」、「良好」、「良好でない」の4段階に区分。 成績率は、職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、成績区分に応じて任命権者が決定。 令和元年6月支給分では、知事部局(労働委員会及び収用委員会を含む。)全職員で「特に優秀」に区分された者が 61人(1.8%)、「優秀」に区分された者が864人(26.1%)、「良好」に区分された者が2358人(71.3%)、「良好でない」 に区分された者が26人(0.8%)であった。

#### (2)退職手当(平成31年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

	高 知 県			国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分
勤続25年	28.0395月分	33. 27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39. 7575月分	47.709月分	勤続35年	39. 7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特	寺例措置(2~20%加算	)	定年前早期退職特	例措置	
1人当たり平均支約	合額(平成30年度)		(応募認定退職	2∼45%t	川算)
(自	己都合)	(勧奨・定年)			
	3,910千円	20,577千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。
  - 2 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日(国は同年1月1日)から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。 なお、これらの引下げ後、最高限度額は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。
  - 3 定年前早期退職特例措置について、国は従来の勧奨制度を廃し、平成25年11月1日より応募認定退職制度導入 により加算率が増加した。

#### (3)地域手当(平成31年4月1日現在)

民間の賃金等が特に高い地域に勤務する職員及び医師に支給されています。

支給実績(平成30年度決算)	65,703千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	637, 893円

(4)特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

	<b>平成31平4月1日5年</b> [積(平成30年度決算)		599,832千円	
支給職員1人当た	り平均支給年額(平成30年度	119, 417円		
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成30	年度)		39. 7%
手	当の種類(手当数)			52種類
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税賦課徴収手当	税務課又は県税事務所に勤務す る職員	出張して納税 期限後の県税の	義務者等と直接接して行う納 り徴収等の業務	日額 500円
回転翼航空機搭乗手当	回転翼航空機の操縦士又は整備 士等		云翼航空機に搭乗する業務又 Oため回転翼航空機に搭乗す	操縦士 1時間 5,100円 整備士 " 2,200円 その他 " 1,900円 (特殊条件下及び降下時に加算あ り)
生活保護業務手当	福祉保健所に勤務する職員	張して要保護者	基づく保護の決定のため、出 者若しくは被保護者の世帯又 &義務者を訪問し面接する業	日額 510円
死体処理手当	福祉保健所、療育福祉セン ター、希望が丘学園、児童相談 所又は女性相談支援センターに 勤務する職員	職務に関連した	こ死体処理の業務	日額 1,000円 (ただし、死体一体につき3,000円 以内)
夜間看護等手当	療育福祉センターに勤務する看 護師又は准看護師		引による深夜(午後10時から 寺まで)の看護等の業務	深夜の勤務時間が 4時間以上 1回3,550円 2時間以上 4時間未満 1回3,100円 2時間未満 1回2,150円 (深夜の勤務の交替に伴う一定の 通勤の場合に加算あり)
感染症防疫作業手当	本庁、福祉保健所、衛生環境研 究所又は家畜保健衛生所に勤務 する職員			日額 290円
		するために行う	の家畜伝染病のまん延を防止 う家畜のと殺、死体の焼却若 は畜舎等の消毒の作業	日額 380円 (牛のと殺の作業を行った場合は 380円加算)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害毒薬物取扱手当	医事薬務課、福祉保健所、消費 生活センター、農業大学校、家 畜保健衛生所又は試験研究機関 に勤務する職員	亜硫酸等一定の薬品を使用し、又は人体に 有害なガスの発生を伴う試験、検査等の業 務	日額 290円
放射線取扱手当	健康対策課、福祉保健所、衛生 環境研究所、療育福祉センター 又は工業技術センターに勤務す る診療放射線技師等	放射線を人体に対して照射する作業等	日額 340円
	精神保健指定医	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第27条第1項又は第2項の規定に基づく診 察	
精神保健福祉手当	障害福祉課、障害保健支援課、 福祉保健所又は精神保健福祉セ ンターに勤務する職員	同法第27条第3項若しくは第33条第1項の 規定に基づき精神保健指定医の診察に立ち 会う業務又は同法第29条第1項若しくは第 33条第1項の規定に基づき入院させる精神 障害者を移送する業務	日額 290円
麻薬取締員手当	麻薬取締員	地方厚生局若しくは警察との協力捜査、受 刑者と面接する業務又は麻薬等の中毒者若 しくは依存者の家庭を訪問し面接する業務	日額 690円
	と畜検査員	と畜場法第14条の規定による獣畜のとさつ 又は解体の検査	m der oan Fri
と畜検査等手当	畜産試験場に勤務する職員	牛、馬、豚、綿羊、やぎ及び鶏の殺処分又 は剖検の作業	日額 300円
動物愛護指導員等手当	狂犬病予防員	狂大病予防法に規定する大の処分、抑留、 検診、予防注射等の業務	日額 300円
<b>则</b> //// 发 <b>设</b> 伯等貝 守十日	動物愛護指導員	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の 規定に基づく特定動物の収容又は殺処分等 の業務	- 口供 300円
し尿浄化槽等検査手当	環境衛生指導員	し尿浄化槽又はし尿消化槽の立入検査の業 務	日額 240円
公害防止業務手当		高知県公害防止条例その他の法令に基づく 著しいばい煙等を発生、排出する施設にお ける立入検査の業務	日額 260円
	消防政策課に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に規定する保安検査又は立入検査の業務	
爆発物取締手当	工業技術センター計量検定室に 勤務する職員	計量法に規定する液化石油ガスメーター又 はガソリンメーターに関する検定又は立入 検査の業務	日額 250円
急傾斜地作業手当	農業技術センター茶業試験場に 勤務する職員	急傾斜地のほ場又は茶園の管理のための機 械を使用して行う作業	日額 290円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	出張して直接家畜に対して行う検査その他 家畜の保健衛生上必要な業務又は牛海綿状 脳症対策特別措置法第6条第2項の規定に よる死亡牛の検査のため、牛の死体から延 髄を採取する作業	日額 500円 (牛の死体から延髄を採取する作 業を行った場合は1,000円加算)
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛・馬・豚の自然交配若しくは精液採取のため又はこれらの作業の準備のために 種雄牛・馬・豚を御する作業	日額 230円
	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取 締りの業務	
船舶乗船手当	水産試験場に勤務する職員	海洋調査船に乗り組んで行う海洋資源調査 又は漁場開発調査の業務	日額 370円
潜水作業手当	水産試験場、高知土木事務所に 勤務する職員又は警察職員	潜水器具を着用して行う海底調査等の潜水 の作業	潜水深度 20メートルまで 1 時間 310円 30メートルまで 1 時間 780円 30メートル超 1 時間1,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	治山林道課、漁港漁場課、土木部の本庁、農業振興センター、林業事務所又は土木部の出先機関に勤務する職員(あっては、 (2)に掲げるものに限る。)	(1) 暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水の警報発令後に行うもので、特に危険を伴うおそれがある作業又はその指導監督の業務で暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水警へ発発の中に行う次の業務(指導監督業務を含む。) ①巡回監視業務、水位調査業務(2)水防作業、災害調査(状況調査を含む。) (2) 異常な自然現象により重大な災害がを生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う次の業務(0)巡回監視業務(2)、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、	(1) ①日額 710円 ②日額 1,080円 (2) ①日額 710円 ②日額 1,080円 ※夜間の場合は50/100、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合は100/100を手当額に加算
道路上作業等手当	漁港漁場課、土木政策課、技術管理課、河川課、防災砂防課、 道路課、都市計画課、公園下水 道課、港湾・海岸課又は土木部 出先機関に勤務する技術吏員又 は道路整備員	交通を遮断することなく行う道路上での道 路の維持修繕の作業等(指導監督業務を含 む。)	日額 300円
トンネル内作業手当	治山林道課、農業振興セン ター、林業事務所又は土木部出 先機関に勤務する職員	トンネル内の作業(指導監督業務を含む。)	日額 560円
高所作業手当	衛生環境研究所、海洋深層水研究所、農業振興部、林業振興・ 環境部、水産振興部、土木部若 しくは教育多職員会事農業に関す 高学科を設置する県立高校に勤 務する技能職員又は警察職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不 安定な箇所又は山、谷若しくはがけ等の40 度以上の斜面上で行う危険性が特に著しい 作業(指導監督業務を含む。)	日額 320円
圧搾空気内作業手当	土木部に勤務する職員	圧搾空気内で行う作業(指導監督業務を含む。)	気圧
用地交渉手当		出張して現地で土地等の所有者又は権利者 と直接交渉する業務又は代執行の業務	日額 580円
公物管理等手当		出張して現地で不法採取者、不法占使用者 等に直接接して行う不法占使用の排除、原 状回復のための措置等の業務	日額 420円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で 編成されている学級 (多学年学 級) を担当する教論等	多学年学級における授業又は指導の業務	3以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級 日額 290円
添削手当	本務以外に通信教育の添削を担任する職員	本務以外の通信教育の添削指導又は面接指導の業務	提出レポートの添削指導に対して 1 通当たり 150円 面接によるものに対して 教育課程表の1時間当たり 1,860円
教員特殊業務手当	小学校・中学校等教育職給料表 又は高等学校等教育職給料表の 1級、2級又は特2級の適用を 受ける職員	①非常災害時における児童等の保護又は 緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業 務又は児童等に対する緊急の補導業務 ③修学旅行、対外運動競技等において児 童等を引率して行う指導業務(泊を伴 うもの等) ④入学試験における受験生の監督等の業 務(週休日、休日等に行うもの) ⑤部活動における児童等に対する指導業 務(週休日、休日等に行うもの)	①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 5,100円 ④日額 900円 ⑤日額 3,600円 (4時間以上) 2,700円 (3時間以上 4時間未満) 1,800円 (2時間以上 3時間未満)
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、研究主 任、分校主任、人権教育主任、 生徒指導主事等の職務を行う教 論	教務その他の教育に関する業務についての 連絡調整及び指導、助言の業務	日額 200円

	T		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別支援学校部主事手当	特別支援学校の各部に置かれる 主事の職務を担当する教諭	当該各部の主事の職務である業務	日額 270円
捜査作業手当	警察職員	私服員として犯罪の予防若しくは捜査又は 被疑者の逮捕の作業	日額 560円
鑑識作業手当	警察職員	法医学、理化学、指紋、手口、写真等の知識を利用する犯罪鑑識の作業	①犯罪現場 日額 560円 ②①以外の場所 日額 280円
交通捜査等作業手当	警察職員	交通事件及び交通事故の捜査並びに交通整 理、交通取締り等の作業	日額310円~1,260円
警ら用自動車運転作業手当	警察職員	警ら用自動車を運転して行う機動警ら、犯 罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の 作業	日額 420円
巡回警ら作業手当	警察職員(地域勤務員)	巡回警ら作業	日額 340円
看守護送手当	警察職員	留置施設における被留置者の看守又は被留 置者の護送の作業	日額 240円
超短波無線電話作業手当	警察職員	超短波無線電話による緊急手配、緊急連絡 等の作業	日額 80円
運転免許路上試験作業手当	警察職員 (運転免許試験官)	運転免許試験の路上試験の作業	日額 190円
身辺警護等作業手当	警察職員	①天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁 親王若しくは悠仁親王の警衛 ②その他の要人等の警衛	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察職員	銃器犯罪において防弾装備を着装し、武器 を携帯しての作業	日額 820円~1,640円
術科指導手当	警察職員 (術科指導担当者)	柔道、剣道又は逮捕術の指導の作業	日額 200円
爆発物等処理作業手当	警察職員	①火薬類取締法等に規定する保安検査又は立入検査の作業 ②爆発物処理班員が、爆発物である疑い のある物件に接近して行う処理作業 ③特殊危険物質又は特殊危険物質である 疑いのある物質の処理作業 ④特殊危険物質による被害の危険がある 区域内において行う作業 ⑤特殊危険物質の製造過程を解明する等 の目的で行う実験で当該特殊危険物質 が発生するおそれがある作業	①日額 250円 ②物件1個当たり 5,200円 ③日額 4,600円 ④日額 250円 ③日額 460円
災害警備等作業手当	警察職員	①異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等においておこなう災害警備、遭難救助等の作業 ②都道府県警察に災害警備本部が設置された場合等により2日以上の作業及び著しく危険な人命救助の作業	①日額 840円 ②日額 1,680円
国外犯罪情報収集作業手当	警察職員	国外において犯罪の捜査に関する情報収集 業務の作業	日額 1,100円
国際緊急援助活動従事手当	警察職員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域における国際緊急援助活動業務	日額 4,000円
死体処理作業手当	警察職員	①検視官が行う検視又は死体解剖の立会 作業 ②その他の死体取扱作業	①1回当たり 3,200円 ②1体当たり 1,600円~3,200円
夜間特殊業務等作業手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部 が深夜において行われる警備等の業務	1回当たり 410円~1,240円
東日本大震災に対処するた めの特例	警察職員	原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区 城等で行われる作業	日額 660円~40,000円
净化槽等保守作業手当	庁舎の管理業務に従事する技能 職員	庁舎の浄化槽、汚水槽、雑排水槽の保守管 理のため直接汚物に接触する作業	日額 250円
有害農薬使用手当	県立高校に勤務する技能職員	毒物又は劇物を含む有害農薬を使用する作 業	日額 290円
·		•	•

## (5)時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成30年度決算)	3,044,685千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	240千円
支給実績(平成29年度決算)	2,836,281千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	224千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月 1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の毛当(巫成31年4日1日租本)

(6)その他の手当(平成31年4月1日現在)						
手当名	内容	支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(30年度決算)
管理職手当		職務の級における最高号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額	同	_	762, 934千円	715, 698円
初任給調整 手当	医師、獣医師等採用に よる欠員の補充が困難 である職に採用された 職員等に支給	採用困難な程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給・医師 上限額414,800円・獣医師 上限額 50,000円	異なる	国制度 獣医師の制度なし	70, 192千円	1, 559, 822円
扶養手当	扶養親族のある職員に 支給	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・子以外 6,500円 (行政職 7 級以上相当の職員に ついては子以外は支給しない) (扶養親族のうち15歳に達する 日以後の年度初めから22歳に達 する日以後の年度末までの間に ある子 1 人につき5,000円を加 算) ※改正に係る負担軽減のため経 過措置中	同	_	1, 190, 753千円	190, 948円
住居手当	1 自ら居住するため の住宅等を借り受け、 家賃等を支払っている 職員に支給 2 単身赴任手当が支 給される職員で、配偶 者が居住するための家賃 を支払っている職員 に支給	・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超55,000円 未満 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額)	同	_	815, 032千円	286, 378円
特地勤務手 当 (※準ずる 手当)	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 (※準ずる手当 当該公署等への異動等に伴い住居を移転した職員に支給)	給料及び扶養手当の月額(ただし、2分の1は異動等の日の給料及び扶養手当の月額)に対して100分の18までの範囲で、公署の区分に応じた率を乗じた額(※準ずる手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額に100分の2から100分のの範囲で異動等の日からの期間等に応じた率を乗じた額)	異なる	国制度 支給率が100分の4 から100分の25まで の範囲	20, 422千円	185, 655円
夜間勤務手 当		1時間につき、1時間当たりの 給与額に100分の25を乗じた額	同	_	73, 393千円	73, 028円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間 外又は休日等に宿日直 勤務をした場合に支給	1回 4,400円 (特殊業務等 5,300円~21,000円)	同	_	325, 621千円	247, 998円

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(30年度決算)
	管理職手当が支給され ている職員が週休日等 に勤務した場合に支給	職責に応じて定額 1回 4,000円~10,000円 (6時間を超える場合は加算あり)				
管理職員特 別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給	職責に応じて定額 1回 2,000円~5,000円	同	_	10,345千円	49, 498円
通勤手当	通勤のため、交通機関 等を利用している職 員、自動車等を使用し ている職員等に支給	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等によ る運賃等相当額 ・支給限度額 1 箇月当た り56,200円 2 交通用具使用者 3,300円(片道2~5km) ~36,800円(片道65km以上)	異なる (交通の月見使 用地域手当っ当支 地域の公る職は 動務いては に同じ)	国制度 1 上限額 55,000円 2 上限額 24,500円	1, 253, 822千円	121, 107円
単身赴任手 当	公署を異にする異動等 に伴い単身で生活する こととなった職員等に 支給	<ul> <li>基礎額 月額30,000円</li> <li>加算額 配偶者の住居との距離区分に応じ最高</li> <li>70,000円を加算</li> </ul>	異なる	国制度 加算額の距離区分が 異なる	131,695千円	379, 524円
農林漁業普 及指導手当	農業改良助長法第8条 第1項の普及指導員等	給料月額に100分の6を乗じた 額			40,971千円	241,006円
へき地手当 (※準ずる 手当)	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員等に支給 (※準ずる手当当該学校等への異動等に伴い住居を移転した職員に支給)	給料及び扶養手当の月額に対して100分の1から100分の18までの範囲で、公署の区分に応じた率を乗じた額 (※準ずる手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額に100分の4を乗じた額 異動の日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額)			74, 322千円	185, 805円
定時制通信 教育手当	県立の高等学校で本務 として定時制教育又は 通信教育に従事する教 育職員等に支給				33, 734千円	242, 691円
産業教育手 当	県立の高等学校で農 業、水産又は工業に係 る産業教育に従事する 教育職員に支給	職務の級に応じた定額 2級・特2級・3級 (農業・水産19,000円 (工業) 16,000円 1級(農業・水産)14,000円 (工業)12,000円 (管理職手当受給者又は定時制 通信教育手当受給者について併 給調整あり)			46, 486千円	205, 690円
義務教育等 教員特別手 当	小学校、中学校、義務 教育学校、特別支援学 校又は県立の高等学校 に勤務する教育職員に 支給	上限額8,000円 職務の級及び号給に応じた定額			475, 045千円	76, 019円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

14744174	<u> </u>		給 料 月	類 笙		
	, ,,					
	知 事		1, 09	98,000円(	1,220,000円	)
給 料	副知事		91	1,800円(	940,000円	)
	教育長		76	64,400円(	780,000円	)
	議長		90	00,000円		
報 酬	副議長		82	20,000円		
	議員		77	70,000円		
	知 事	(平成30年度支	給割合)			
	副知事	6月期	1.45月分			
		12月期	1.65月分	合計	3.10 月分	
	教育長	(平成30年度支	給割合)			
期末手当		6月期	1.45月分			
		12月期	1.65月分	合計	3.10 月分	
	議長	(平成30年度支	給割合)			
	副議長	6月期	1.45月分			
	議員	12月期	1.65月分	合計	3.10 月分	
		(	算定方式)	(1期の手当	á額) (支給時	特期)
カルカーエール	知 事	給料×在耶	畿月数×48∕100	28, 108, 800	円 (任期毎	)
退職手当	副知事	給料×在耶	畿月数×35∕100	15, 792, 000	円 (任期毎)	)
	教育長	給料×在耶	哉月数×24∕100	6, 739, 200	円 (任期毎)	)

<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

<sup>2</sup> 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(知事及び副知事は 4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 公営企業職員の状況

高知県では、電気事業、工業用水道事業及び病院事業に関する公営企業を設置しています。

## (1)電気事業

①職員給与費の状況

平成30年度決算

十成30十及仄昇				
総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
千円	千円	千円	%	%
1, 252, 112	282, 310	427, 100	34. 1	31. 4

職員数		給	与	費
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)
J	千円	千円	千円	千円
49	204, 448	48, 365	77, 911	330, 724

1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 (平成29年度決算)	
千円	千円	
6, 749	6, 867	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 (電気事業)	44. 2歳	348,078円	551, 207円
団体平均 (H30.4.1時点)	44.6歳	369, 164円	583, 211円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
  - 2 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの電気事業の平均値である(情報提供:総務省)。

#### ③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

/ 791/	<u> 木十ヨ・                                   </u>			
	高知県公営企業	(電気事業)	高 知 県	
1人当たり	1人当たり平均支給額 (平成30年度)		1人当たり平均支給額(平成30年度)	
1,558 千円		1,569 千円		
(平成30年	E度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
計	計 2.55月分 1.60月分		計 2.55月分	1.60月分
	(1.375月分)	(0.80月分)	( 1.375月分)	(0.80月分)
(加算措置	置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%~20%		・役職加算 5%~20%		
• 管理職	<b>哉加算</b> 10%∼20%		・管理職加算 10%~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知り	高知県公営企業(電気事業)			知 県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33. 27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置	<u>E</u>	
定年前早期退職	特例措置 (2~20%加)	算)	定年前早期退職	機特例措置(2~2	0%加算)
1人当たり平均支	給額(平成30年度)		1人当たり平均支	反給額(平成30年月	度)
(自己	已都合) (	勧奨・定年)	(自己都合	r) (†	勧奨・定年)
	一 千円	* 千円	3,	910千円	20,577千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。
  - 2 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日(国は同年1月1日)から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。 なお、これらの引下げ後、最高限度額は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。
  - ウ 地域手当(平成31年4月1日現在) 支給対象者は、いません。
  - エ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在) 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給 されています。

されています。					
区分			高知県公営企業 (電気事業)		
支給実績(平成30年度決算)			5, 183千円		
支給職員1人当たり	) 平均支給年額(平成30年度	決算)		191, 967円	
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成30	年度)		54.0%	
手	当の種類(手当数)			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
危険作業手当	電気事業及び工業用水道事業に 従事する職員	業及び監督等 第2号作業 制水門扉によ 鉄管路及びが 第3号作業 ずい道内によ	この導水路の内部工事の作	第1号作業 150円/時 第2号作業 120円/時 第3号作業 100円/時	
交替勤務手当	発電管理事務所及び総合制御所 の業務に従事する職員	交替勤務の一部、全部が深夜(午後10時か ら午前5時までをいう。)において行われ る業務		交替制1回当たりの深夜における勤務時間 ・4時間以上3,300円 ・2時間以上4時間未満2,900円 ・2時間未満2,000円	
用地交渉手当	電気事業及び工業用水道事業に 従事する職員		ご土地等の所有者又は権利者 5業務又は代執行の業務	日額 580円	
公物管理手当	電気事業及び工業用水道事業に 従事する職員		で不法採取者、不法占使用者 で行う不法占使用の排除、原 の措置等の業務	日額 420円	
道路上作業等手当	電気事業及び工業用水道事業に 従事する職員	交通を遮断する 路の維持修繕の		日額 300円	

#### 才 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成30年度決算)	22, 423千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	498千円
支給実績(平成29年度決算)	20,596千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	458千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月 1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の毛当 (巫成31年 4 日 1 日租左)

カ そ	「の他の手当(平成31年4月1日現在)				
手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(30年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	4,207千円	841, 440円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	厄		6,204千円	206, 783円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同		2,312千円	231, 200円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	4,590千円	97, 664円
単身赴任手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0千円	0円
夜間勤務手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	3,414千円	126, 445円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0千円	0円
管理職員特 別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	32千円	32,000円

#### (2)工業用水道事業

①職員給与費の状況

亚战30年度決質

総費用 (A) 純損益又は実質収支		職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
千円	千円	千円	%	%
229, 157	32,465	49, 266	21. 5	19. 4

職員数		給	与	費
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)
人	千円	千円	千円	千円
7	25, 210	5, 721	9, 339	40, 270

1人当たり給与費 (B/A)	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 (平成29年度決算)	
千円	千円	
5, 753	6, 399	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

  - 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。 る 桁分質については、仕州竹塩吋间期務極貝(丹仕州極貝(塩吋间期務))の桁分質が含まれており、極貝数に

は **业拡聯目も今)でいわい** 

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 (工業用水道事業)	39. 3歳	309,800円	479, 401円
団体平均 (H30.4.1時点)	43.9歳	349, 728円	533, 622円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
  - 2 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの工業用水事業の平均値である(情報提供:総務省)。

#### ③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	刧/四丁〓	
高知県	公営企業(工業用水道事業)	高 知 県
1人当たり平均支給	額(平成30年度)	1人当たり平均支給額(平成30年度)
	1,334 千円	1,569 千円
(平成30年度支給割	合)	(平成30年度支給割合)
期末	手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
計 2.55月	月分 1.60月分	計 2.55月分 1.60月分
(1. 375)	月分) (0.80月分	( 1.375月分) ( 0.80月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5%~10%		・役職加算 5%~20%
		・管理職加算 10%~20%

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。
  - イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営	高知県公営企業(工業用水道事業)			知 県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置	t	
定年前早期退職特	身例措置(2∼20%加算	I)	定年前早期退職	<b>钱特例措置(2∼20</b>	%加算)
1人当たり平均支給	含額(平成30年度)		1人当たり平均支	· 給額(平成30年月	隻)
(自己	都合) (	勧奨・定年)	(自己都合	·) ({i	動奨・定年)
	一 千円	- 千円	3,	910千円	20,577千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。
  - 2 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日(国は同年1月1日)から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。 なお、これらの引下げ後、最高限度額は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。
  - ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給対象者は、いません。

工 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

マハ			古知用八学入类	(工器田水澤車器)	
	区分		高知県公営企業(工業用水道事業)		
支給実績(平成30年度決算)			0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)				0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)			0.0%		
手当の種類(手当数)				5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
	高知県公営企業(電気事業)と同じ。				

#### 才 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成30年度決算)	3,766千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	418千円
支給実績(平成29年度決算)	2,570千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	367千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月 1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

	_ 炒個炒子目 (平成31平4万1百残任)				
手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(30年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0千円	0円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	542千円	180, 500円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	1,032千円	258, 000円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	382千円	63, 600円
単身赴任手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0千円	0円
夜間勤務手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0千円	0円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0千円	0円
管理職員特 別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0千円	0円

#### (3)病院事業

①職員給与費の状況

平成30年度決算

十成30十及亿异				
総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
千円	千円	千円	%	%
14, 341, 531	$\triangle 445, 242$	6, 558, 614	45. 7	45.9

職員数		給	与	費
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)
人	千円	千円	千円	千円
777	2, 861, 373	1, 519, 406	1, 096, 705	5, 477, 484

1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 (平成29年度決算)
千円	千円
7, 050	7, 532

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

  - 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。 る 新身質については、仕期刊起時间勤務職員(井仕用職員(塩時间勤務))の新身質が含まれてわり、職員数に

は **业拡聯目も今月でいわい**  ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

	<b>公分</b>	平均年齢	基本給	平均月収額
	医 師	43.5歳	598, 154円	1, 304, 459円
高知県公営企業 (病院事業)	看護師	39.8歳	312,872円	443, 224円
()(3))2 3. >(2)	事務職員	41.4歳	316,952円	382, 556円
	医 師	44.9歳	571,764円	1,436,612円
団体平均 (H30.4.1時点)	看護師	38.8歳	307, 328円	498, 412円
(110 01 11 11 3711)	事務職員	43.4歳	346, 399円	563,681円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
  - 2 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの病院事業の平均値である(情報提供:総務省)。

#### ③職員の手当の状況

# ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業	(病院事業)	高 知 県		
1人当たり平均支給額(平成30年	度)	1人当たり平均支給額(平成30年度)		
1, 3	80 千円	1,569 千円		
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
計 2.55月分	1.60月分	計 2.55月分	1.60月分	
(1.375月分)	(0.80月分)	( 1.375月分)	(0.80月分)	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等によ	る加算措置	職制上の段階、職務の級等による加	口算措置	
・役職加算 5%~20%		・役職加算 5%~20%		
・管理職加算 10%~20%		・管理職加算 10%~20%		

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。
  - イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知	県公営企業 (病院事業)		高	知 県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分
勤続25年	28.0395月分	33. 27075月分	勤続25年	28.0395月分	33. 27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置	<u> </u>	
定年前早期退職	特例措置(2~20%加算	.)	定年前早期退職	微特例措置(2~20	%加算)
1人当たり平均支	給額(平成30年度)		1人当たり平均支	反給額(平成30年月	隻)
(自己	已都合) (	勧奨・定年)	(自己都合	) (á	勧奨・定年)
	2,189千円	21,082千円	3,	910千円	20,577千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。
  - 2 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日(国は同年1月1日)から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。 なお、これらの引下げ後、最高限度額は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。
  - ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

医師に支給されています。

支給実績(平成			104,452千円		
支給職員1人当たり平均支給			1,055,070円		
支給対象職員	支給対象職員 支給率 支給			国の制度	(支給率)
医師	20%		87人		16%

## 工 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

	区分		高知県公営企	業 (病院事業)	
支給実	<b>ミ績(平成30年度決算)</b>			210,357千円	
支給職員1人当たり	7 平均支給年額(平成30年度	決算)	351,767円		
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成30	年度)	75. 2%		
手	当の種類(手当数)			10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
放射線取扱手当	病院に勤務する診療放射線技師 等	放射線を人体に	こ対して照射する作業等	日額 230円	
感染症病室内作業手当	感染症の患者を入院させる感染 症病室に配置されている職員	コレラ等一定の 務	の感染症の防疫又は治療の業	日額 290円	
夜間看護等手当	病院に勤務する助産師、看護 師、准看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部 が深夜 (午後10時から午前5時までをい う。) において行われる看護等の業務に従 事		交替制 1 回当たりの深夜における勤務時間 ・全部 7,300円 ・4 時間以上 7 時間未満 3,550円 ・2 時間以上 4 時間未満 3,100円 ・2 時間未満 2,150円 (深夜における勤務の交替 又は救急呼出しに伴う通 勤の場合における加算あり。)	
回転翼航空機搭乗手当	病院に勤務する職員	救急医療業務のために回転翼航空機に搭乗		1 時間当たり1,900円	
死体取扱手当	病院に勤務する職員	職務に関連して死体処理作業に従事した場合		日額 1,000円	
分べん手当	病院に勤務する産婦人科医師、 助産師	分娩の介助、そ の業務に従事し	帝王切開等分娩に関する直接 した場合	業務1件につき10,000円以内	
救急勤務医手当	病院に勤務する医師	救急医療業務に	こ従事した場合	1回10,000円	
夜間等医師業務手当	病院に勤務する医師で管理職手 当の支給を受ける職員	宿日直手当の支給を受ける勤務を行う職員 で手術室、救急室若しくは集中治療室(以 下「手術室等」という)での業務に従事し た場合又は正規の勤務時間以外の時間にお いて手術室等での業務に従事した場合(救 急勤務医手当の支給を受ける場合を含む)		勤務1回につき、当該業務に従事した時間が ・1時間以上6時間未満2万円 ・6時間以上3万円	
病理細菌取扱手当	病院に勤務する病理細菌技術者	危険な病原体又は危険な病原体に汚染され た病変組織その他の物件を直接取り扱う業 務		日 額 290円	
地域医療支援手当	病院に勤務する医師	診療の応援業務に従事した場合		勤務1回につき、当該業務に従 事した時間が ・4時間以下 15,000円 ・4時間超 2万円	

#### 才 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成30年度決算)	518,957千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	667千円
支給実績(平成29年度決算)	416, 210千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	533千円

<sup>(</sup>注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

<sup>2</sup> 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月 1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

	この他の子目(千成	31年4月1日現任)				
手当名	内容	支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(30年度決算)
管理職手当	一般行政	職の制度と同じ。	同	_	16, 157千円	950千円
初任給調整 手当	の補充が困難である職	採用困難な程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給・医師 上限額365,500円			312, 957千円	3, 226千円
扶養手当	一般行政	職の制度と同じ。	同		80,631千円	186千円
住居手当	一般行政	職の制度と同じ。	同	_	64,952千円	255千円
通勤手当	一般行政	職の制度と同じ。	同	_	81,806千円	133千円
単身赴任手 当	一般行政職の制度と同じ。		同	_	7,378千円	388千円
夜間勤務手 当	一般行政職の制度と同じ。		同	_	51,623千円	117千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。		同	_	8, 294千円	395千円
管理職員特 別勤務手当	一般行政	職の制度と同じ。	同	_	183千円	23千円

#### 第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 1 勤務時間

#### (1)勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間 あたり38時間45分(再任用短時間勤務職員の勤務時間については、15時間30分から31時間までの範囲内とな の地方の6月間40万代日本の1月間30万所の31時間までの範囲内となります。)としており、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は午後0

時から午後1時までとなっています。

#### (2)週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっていま

休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又 は年末年始の休日(12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)を いいます

(注) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、1週間の勤務時間等の特例を定めています。 この場合、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることとしており、それが困難な場合は、4週間 超うかい期間で1週間当たり1日以上の割合で凋休日を設けステレレトでいます

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇があります。

#### (1)年次有給休暇

2 休暇の種類

年次有給休暇は、一年ごとに付与する休暇で、その日数は一年において20日となっており、1日または1 時間単位で取得することができます。(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって 1日となります。

また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰越することができます。

#### (2)病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の 休暇です。

ア 結核性疾患 引き続き1年以内 イ 規則により定めている難病 引き続き1年以内

ウ 地方公務員災害補償法の規定により、任命権者が公務又は通勤により 引き続き1年以内 生じたものであると意見を付した疾病又は負傷

エ 上記アイウ以外の疾病又は負傷 引き続き90日以内 ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新 生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。

#### (3)特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇で、次の表のとおりで

原因	承認を与える期間	
(1)地震、水害、火災その他の災害又は交迫 事故等による職員の著しい出勤困難	後関の その都度必要があると認める時間	
(2)地震、水害、火災その他の災害又は交通 事故等の際の職員の退勤途上における身体の 避		

原	因	承認を与える期間
(3)地震、水害、火災その他のり 住居の滅失又は損壊等(地震、水 災害により次のいずれかに該当す らに準ずる場合で、職員が勤務し あると認められるとき。) ア 職員の現住居が滅失し、又に 当該職員がその復旧作業等を行い 難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世 活に必要な水、食料等が考しく不 で、当該職員以外にはそれらの確 きないとき。	害、火災その他の する場合その他これ ないことが相当で は損壊した場合で、 、、又は一時的に避 世帯に属する者の生 下足している場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要があると認める 期間
(4)裁判員、証人、鑑定人、参考 会、裁判所、地方公共団体の議会 出頭		その都度必要があると認める時間
(5)選挙権その他公民としての権	<b>全</b> 利行使	その都度必要があると認める時間
(6)地方公務員法第42条の規定に 画された能率増進計画の実施	こよりあらかじめ計	計画の実施に伴い必要があると認める時間
(7)女性職員の生理(生理日におが著しく困難である者が請求した		その都度必要があると認める期間。ただし、2日を超えるときは、その超える期間については、病気休暇の規定による。
(8)職員の結婚		その都度必要があると認める日。ただし、5日を超える ことができない。
(9)妊娠障害(妊娠中の女性職員 め勤務することが著しく困難であ		妊娠の期間中10日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。)
(10) 妊産婦の健康診断(妊娠中区の女性職員が母子保健法(昭和4第10条及び第13条に規定する保候を受ける場合)	0年法律第141号)	妊娠6月(1月は28日として計算する。)までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める時間
(11) 妊婦の通勤緩和(妊娠中のち通機関又は交通用具を利用する場 混雑の程度が母体又は胎児の健康 と認められるとき。)	<b>湯合において、その</b>	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要があると認める時間
(12)職員の分べん		1 出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日までの期間 2 出産の日の翌日から8週間(多胎妊娠による出産の場合にあっては、10週間)。ただし、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の出産の場合にあっては、10週間
(13) 男性職員の育児参加 (職員の場合であって、当該出産に係る子始期に達するまでの子(配偶者の育する職員が、これらの子の養育ことが相当であると認められると	子又は小学校就学の 〇子を含む。)を養 育のため勤務しない	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に 該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内で その都度必要があると認める日又は時間(時間単位で与 えた休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1 日とする。)
(14)配偶者の出産		出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。)
(15) 育児 (職員が生後2年に達し 子縁組の成立前の監護対象者等を 場合。ただし、男性職員にあって 生児を育てることができない場合 ※公営企業局においては、「生後 い生児」が対象となる。	と含む。) を育てる ては、配偶者が当該	1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分(生後1年6月に達した生児を育てる職員にあっては1回につき30分ずつ)の1日2回(男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇(労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。)を含む。)

原	因		承	認	を	与	え	る	期	間		
(16)看護												
ア 職員の小学校就学の好 (配偶者の子を含む。以下 じ。)が負傷又は疾病等のの予防を図るために当該予 断を受けさせることを含む において、当該看護のため が相当であると認められる	下この項において同 り事由により看護(疾病 子に予防接種又は健康診 ら。)を必要とする場合 り職員が勤務しないこと	ア 一の <sup>4</sup> の子が2ヵ 囲内でそれ 位で与えた もって1月	人以上 り都度 を休暇	:の場 :必要 :を目	合 に が あ	こあっ あると	っては : 認め	t、10 つる日	0日) I 又は	を超 は時間	<sup></sup> 記えな 引(時	い範 間単
イ 職員の配偶者並びに 族(小学校就学の始期に違く。)が負傷又は疾病等の とする場合において、職員 と認められるとき。	り事由により看護を必要	イ 一の <sup>年</sup> があると記 に換算する	忍める	日又	はほ	寺間	(時間	単位	こで与	こえた	休暇	を日
ウ ア又はイにより一の名の全でについて承認を受い学の始期に達するようでが、 学の出たより看護(小学校の学生にあっては、疾病の予告を必要とは健康診場合に を必ないとと認められる。 選者がよいるましないことが構しない。 職員が勤務しないことがれた。 とき。)。	けた後、職員の中学校就 子が負傷又は疾病等のの 子が負期に達するまき を図るためことを含めている ためさせて、職員成就学の ととき こおいて、小学校の い当該看護のため	ウ 一の4 があるとま に換算する	忍める	日又	はほ	寺間	(時間	単位	で与	こえた	休暇	を日
(17) 短期の介護(次に掲げるの世話を行う職員が、当該付いことが相当であると認めらて 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の付サービスの提供を受けるたその他の要介護者の必要が	世話を行うため勤務しなられる場合) け添い、要介護者が介護 とめに必要な手続の代行	一の年に <sup>*</sup> は、10日) める日又に 場合は、 <sup>*</sup>	を超 は時間	<sup>翌</sup> えな 引(時	い筆間単	危囲卢 単位で	内でそ で与え	の 者 た 休	『度必 に暇を	、要が 日に	ある	と認
(18)骨髄又は末梢(しょう)に骨髄移植のための骨髄者し。 胞移植のための末梢(しょう)としてその登録を実施する。 行い、又は配偶者、父母、に骨髄移植のため骨髄若に、骨髄移植のため末梢(しょう) 細胞移植のため末梢(しょう)のため勤務しないことがやも のため勤務しないことがやも とき。)	血幹細胞の提供(職員が くは末梢(しょう)血幹細 )血幹細胞の提供希望者 者に対して登録の申出を 子及び兄弟姉妹以外の者 しくは末梢(しょう)血幹 )血幹細胞を提供する場 半い必要な検査、入院等	その都度』	公要が	ぶある	と影	忍める	る日文	ては時	<b>計</b> 間			
が発生した被災地又はその活関連物資の配布その他の イ 障害者支援施設、特別の主として身体上若しくに 又は負傷し、若しくに 又は負傷置を講ずることを 委員会が定めるものにおい ウ ア及びイに掲げ傷事に は精神上の障害、のに支援 は精神上を営むのに活動 日常生活を支援する活動	る社会に貢献する活動 なる活動を除く。)を認 により相当規模の により相当規模があると により相当規模がある により相当規模がある の被災者を大い一て であるし大 は精神といっする施設ででします。 は特にからと動 は特にからと動 は特にあるした。 は特にあるによりのであるし大事 は特にからする施設ででします。 はおいまか、より常態とののであるによってのである。 はおいまのでは、また。 はおいまのでは、また。 はないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	一の年に <sup>、</sup> ると認める 算する場合	5百又	は時	間	(時間	引単位	で与	トえた	休暇	を日	

原	因	承認を与える期間	
(20)父母、配偶者及び子の 亡後15年以内に行われる祭		その都度必要があると認める場合において、1	日
(21)忌引		配偶者	7 日
		父母、子	7 目
		祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、父母の配偶者	3 目
		孫、おじ、おば、配偶者の子、子の配偶者、 配偶者の祖父母、祖父母の配偶者、配偶者の 兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、おじ又はおば の配偶者	1日

#### (4)介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当 Ⅲ上間で自むいにメ厚かめるもい(以下「炭介護有」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。(介護休暇の取得の間は、給与を減額します。) 介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要があると認められる期間において取得することができます。

#### (5)介護時間

職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場 合における休暇です。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につ き 2 時間を超えない範囲内で必要があると認められる時間について取得することができます。

#### (6)組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従 事する場合の休暇です。1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することがで きます。

#### 3 育児休業等

#### (1)育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日ま で育児休業をすることができます。

#### (2) 育児短時間勤務

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が 小学校就学の始期に達する日まで、次に掲げるいずれかの勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯に おいて勤務することができます。

- 週休日(日、土曜日) 週休日(日、土曜日) 3時間55分勤務を週5日(週19時間35分勤務)
- 4時間55分勤務を週5日(週24時間35分勤務)
- 週休日(目、土曜日、その他に2日) (3) 7時間45分勤務を週3日(週23時間15分勤務)
- 7時間45分勤務を週2日、3時間55分勤務を週1日(週19時間25分勤務) 週休日(日、土曜日、その他に2日)

※ 月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分の勤務時間が割り振られている職員以外の職員にあって は、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるような勤務の形 態とします。

#### (3)部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

## 第4章 職員の服務及び休暇等の状況

# 1 年次有給休暇の取得状況

平成30年の職員の年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

	平成30年平均使用日数	平成29年平均使用日数
知事部局	12.1日	12.1日
教育委員会 (事務局)	8.3日	8.3日
警察本部	8.4日	8.2日
その他行政委員会	14.7日	13.4日
公営企業局	8.1日	8.4日

# 2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

## (1)育児休業

平成30年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。

(単位:人)

								(事性,八)		
育児休業			育児休業承認期間							
区	分	取得者数	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え		
男性	職員	10	9	0	1	0	0	0		
女性	職員	230	5	79	70	36	14	26		
計	+	240	14	79	71	36	14	26		

# (2)部分休業

平成30年度中に新たに部分休業を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。

(単位:人)

部分休業		部分休業承認期間							
区分	取得者数	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え		
男性職員	3	3	0	0	0	0	0		
女性職員	56	52	1	0	0	3	0		
計	59	55	1	0	0	3	0		

(単位:人)

					(十)上 , / (/		
	部分休業	→ 1日の部分休業取得時間(平均)					
区分	取得者数	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え		
男性職員	3	0	3	0	0		
女性職員	56	18	25	4	9		
計	59	18	28	4	9		

## (3)介護休暇

平成30年度の職員の介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

(単位・人)

								(平世・八)	
	介護休暇		要介護者数(職員との続柄別)						
区分	取得者数	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	
男性職員	4	0	4	0	0	0	0	0	
女性職員	9	1	5	3	0	0	0	0	
計	13	1	9	3	0	0	0	0	

(単位:人)

介護休暇		介護休暇承認期間						
区分	取得者数	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え	
男性職員	4	2	1	0	0	0	1	
女性職員	9	3	3	1	1	0	1	
計	13	5	4	1	1	0	2	

# 3 倫理条例に基づく届出の状況

管理職員(管理職手当の支給を受ける者)への事業者等からの贈与等(1件5千円を超えるもの)の状況は、次のとおりです。

区分	件数	人数	金額
金銭・物品の供与	27件 (60.0%)	3人	280千円
供応接待	3件 (6.7%)	3人	19千円
報酬等	15件 (33.3%)	13人	1,174千円
合 計	45件 (100.0%)	19人	1,473千円

<sup>※1</sup> 報酬等には、費用弁償等の旅費も含む。件数のあとの()書は構成比。 ※2 報酬等には、各種講演に付随した情報交換会等での供応接待を含む。

### 4 職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされています(地方公務員法第35条)が、法律又は条例に特別の定めがある場合は職務に専念する義務を免除されることがあります。

その特例規定として定められている場合は次のとおりです。

#### 【職務に専念する義務の特例に関する条例(抜粋)】

- 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその 委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3)前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会規則又は企業管理規程で定める場合

### 【職務に専念する義務の特例に関する規則(抜粋)】

- 第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除く ほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する 義務を免除されることができる場合を次のように定める。
- (1) 県の特別職の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要があると認められる公共的団体等 の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (4) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
- (5) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定に基づく大学の通信教育を受けている者が所定の授業科目の単位数を修得するため面接授業を受ける場合
- (7) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行う当該職員の職務に関連ある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。)第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する審査の請求をし、又はこれらの審理のため高知県人事委員会(次条において「人事委員会」という。)の要求を受けて出頭する場合
- (10) 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年高知県人事委員会規則第3号)第5条第2項の規定により申出人が職員相談員からの事情聴取等の求めに応ずる場合
- (11) 職員団体の代表者として法第53条第6項の規定による当該職員団体の登録の取消しに係る聴聞の期日に出頭する場合
- (12) 職員団体の代表者として法第55条第8項の規定により県の当局と交渉する場合
- (13) 法第55条第11項の規定により県の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (14) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由がある場合

### 【公営企業局職員就業規程(抜粋)】

- 第36条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年高知県条例第3号)第2条第3号の規定に基づく職員があらかじめ公営企業局長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合は、同条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、次に掲げるとおりとする。
  - (1)~(8)については、【職務に専念する義務の特例に関する規則】と同じ。
  - (9) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。) 第13条の規定に基づき苦情処理共同調整会議に出席する場合
  - (10) 地公労法第14条の規定により調停の申請をし、若しくは地公労法第15条の仲裁の申請をし、又はこれらの審理のため労働委員会の要求を受けて出頭する場合
  - (11) 地公労法第7条の規定に基づき団体交渉を行う場合
  - (12) 前各号に掲げる場合のほか、公営企業局長が特別の事由があると認める場合

### 5 営利企業従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条第1項)とされていますが、任命権者の許可の基準及び許可件数は次のとおりとなっています。

なお、教育公務員にあっては、教育公務員特例法第17条第1項の規定に基づく兼職等を含みます。

### 【高知県職員の営利企業への従事等の制限に関する規則(抜粋)】

(任命権者の許可の基準)

- 第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員若しくは前条に規定する地位を兼ね、又は自ら営利企業を営むことの許可の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて許可を与えることができる。
  - (1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (2) その営利企業が、職員の勤務する機関と密接な関係にあって、不当な結果を生ずるおそれがある場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、全体の奉仕者たる公務員として妥当でないと認められ る場合
- 2 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、報酬を得て事業又は事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて許可を与えることができる。
- (1) 職責遂行に支障を及ぼすと認められる場合
- (2) その事業又は事務の性質上従事することが適当でないと認められる場合

### 【教育公務員特例法(抜粋)】

(兼職及び他の事業等の従事)

- 第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に 従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法 律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。) の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。)において認める場合には、給 与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができ る。
- 2 前項の場合においては、地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

## 営利企業従事許可の件数 (平成30年4月1日~平成31年3月31日)

区 分		教 育 委 員 会	警	公 全 業 局
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他 団体の役員その他これらに準ずる職を兼ねる場合	10	0	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	7	0	3	1
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事する場合	50	113	0	45

## 第5章 職員の分限及び懲戒の状況

# 1 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職、休職等があります。

○平成30年度の分限処分の状況

処分の種類処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	223	223
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃 職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究又は指導 に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不 明又は所在不明となった場合	0	1	0	1
合 計	0	1	223	224

(注)1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。2 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上している。

# 2 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

(1) 平成30年度の懲戒処分の状況

処分の事由		懲	戒 処	分	
任命権者	戒告	減給	停職	免職	計
知事部局	3	1	1	0	5
教育委員会 (事務局)	0	0	0	0	0
教育委員会 (小・中・高校等)	3	4	0	3	10
警察本部	0	2	2	1	5
公営企業局	0	0	0	0	0
合 計	6	7	3	4	20

(2) 処分の事由別状況

_(2) 処分の具	<u>   田別状況</u>						
処分の事由 任命権者	給与·任用 関係	一般服務 関係	公務外非行 関係	収賄等関係	道路交通法 違反	監督責任	<del>11</del>
知事部局	0	4	1	0	0	0	5
教育委員会 (事務局)	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会 (小・中・高校等)	0	5	3	1	0	1	10
警察本部	0	3	1	0	1	0	5
公営企業局	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	12	5	1	1	1	20

# 第6章 職員の研修及び人事評価の状況

# 1 研修の状況

研修は、職員が現在ついている職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を修得させ、職員の資質やモチベーションの向上と、勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

# (1)知事部局等

○平成30年度に職員能力開発センターで実施した研修の主な受講実績

$O^+$	-	光ビ・	ノグーじ夫虺	した研修の王な受講実績	
研修 区分		区分	対象者 (前年度途中採 用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講 者数
	新採用職員研修	指名	新採用職員	社会人としての自覚と県職員としての意識の確立を 図るとともに、職務遂行に必要な基礎的知識・態度 を習得し、職場への適応力を身につける。	157名
	2年目研修 (ふりかえり研修)		採用2年目の 職員	1年間の行動をふりかえりながら、失敗した事例を グループで共有化し、今後の対処法を考えて、2年 目のステップアップにつなげる。	126名
	2年目研修 (組織人としての成長と自 己実現)	指名	採用2年目の 職員	組織の一員としての成長と自己実現に向けて、自分 の特性やキャリア、期待される公務員像を主体的に 考える。	119名
	3年目研修 (自治体法務入門)	指名	採用3年目の 職員	自治体職員が身につけておかなければならない法的 なセンスを養う。	112名
	2 · 4 年目研修 (選択)	指名 選択	採用2年目、 4年目の職員	能力開発目標の実現のために必要な考え方やスキル を習得する。	196名
	女性のキャリアサポート研 修	指名	入庁5年目で 30歳までの女 性職員	人生のライフイベントについて理解を深めるととも に、自己を振り返り、キャリア形成への意欲を高め る。	36名
	主査研修 (基礎)	指名	主査等の職に 昇任した職員	職務遂行上必要な基本的知識の向上を図る。	126名
	主査研修 (主体性を発揮する主査力 向上)	指名	主査等の職に 昇任した職員	主査としての役割や心構えを認識し、主体性を発揮 しながら企画立案する方法を学ぶ。	123名
指	主査・主幹研修 (高知家学びの場)	指名	主査・主幹等 の職に昇任し た職員		
名	主査3年目研修 (選択)	指名選択	主査等の職 在職3年目の 職員		
研	主幹研修 (基礎)	指名	主幹等の職に 昇任した職員	職務遂行上必要な基本的知識の向上を図る。	94名
修	主幹研修 (中堅職員の役割と対話力 向上)	指名	主幹等の職に昇任した職員	中堅職員として上司をサポートし、職場・チームを リードする役割や心構えを確認し、リーダーシップ に必要な対話する能力(コミュニケーション力)を 学ぶ。	93名
	女性のキャリアプラン研修	指名	主幹等の職 在職3年目の 女性職員	女性の活躍への理解を高め、キャリアアップへの意 欲を増進するとともに、リーダーに求められる知識 や能力を身につける。	24名
	主幹4年目研修 (組織における役割と責 任)		主幹等の職 在職4年目の 職員	担当業務だけでなく、チームとしての業務の成果を意識し、上司のサポートと後輩に対する助言・指導により、チーム力を高めるスキルを学ぶ。これまでのキャリアをふりかえるとともに、これからの自分を考える。	56名
	主幹4年目研修 (能力開発)	指名 選択	主幹等の職 在職4年目の 職員	能力開発目標の実現のために必要な考え方やスキル を習得する。	53名
	主幹7年目研修 (選択)	指名 選択	主幹等の職 在職7年目の 職員	能力開発目標の実現のために必要な考え方やスキル を習得する。	24名
	主幹・主任研修 (能力開発)	指名選択	主幹等の職在 職10年、15 年、20年目の 職員 主任等の職在 職15年、20年 目の職員	能力開発目標の実現のために必要な考え方やスキルを習得する。	101名

研修区分	研 修 名 称	区分	対 象 者 (前年度途中採 用・昇任含む)	・中採  研修のねらい・内容			
	チーフ・班長研修 (基礎)	指名	新任のチーフ・ 班長等	チームリーダーとしての認識を深めるために、その 職務遂行上必要な基本的知識の向上を図る。	92名		
	次世代リーダー育成	指名	新任のチー フ・班長等	これからの組織を担う職員として期待される役割や 必要な能力を理解し、県民本位志向で業務目標を達 成するなど、より質の高い成果を生み出すことので きる能力の向上を図る。	89名		
	次世代リーダー育成(マネ ジメントとリーダーシッ プ)	指名	チーフ・班長 等の職在職2 年目の職員	これからの組織を担う職員として期待される役割や 必要な能力を理解し、県民本位志向で業務目標を達 成するなど、より質の高い成果を生み出すことので きる能力の向上を図る。	88名		
	チーフ・班長3年目研修 (選択)	指名	チーフ・班長 等の職在職 3 年目の職員	チームリーダーとしての役割を認識し、メンバーの 成長を促しながら、より質の高い成果を生み出すこ とのできる能力を高める。	97名		
指	補佐・次長研修	指名	新任の課長補 佐・次長等	リーダーとしての役割や責任を理解、自覚するとと もに組織の管理運営上必要な能力の向上を図る。	66名		
名	補佐・次長研修 (チーム力を高める補佐力 向上)	指名	新任の課長補 佐・次長等	新任の課長補佐・次長等の職員として、所属長を補 佐することの重要性や実践スキル、他部署や庁外と の折衝・調整の仕方、職員の健康管理(メンタルへ ルス)についての知識や方法を学ぶ。	46名		
研	所属長研修	指名	新任の所属長 等	目標達成のためにどのようにリーダーシップを発揮 し、マネジメントしていくのかを学ぶ。	42名		
修	所属長2年目研修 (災害危機管理とリーダー 指名 シップ)		所属長の職 在職2年目の 職員	危機への備えや危機発生時の指揮命令について、特 に地震災害を中心に、求められる判断や組織のマネ ジメントについて学ぶ。	30名		
	トップセミナー	指名	1等級の職に ある職員 所属長の職 在職3年目以 上の職員	管理職としての意識を高めるとともに、環境の変化 に即応した見識と判断力を磨く。	127名		
	人事考課者スキルアップ研 修	指名	考課者となっ て4年目の課 長補佐・次長 等	人事考課制度の再確認と人事考課の目的を果たすた めのスキルの向上を図る。	67名		
	再任用職員研修	指名	再任用の職員	再任用職員として、その知識や経験、能力の活用を 通じた組織への貢献と、やりがいを持っていきいき と働いていくためのモチベーションを高める。	32名		
	新採用職員職場指導者研修	指名	新採用職員職 場指導者	新採用職員に対する職場指導の重要性と指導者としての役割を認識し、新採用職員の自律性を高めるための効果的な指導方法を身につける。	77名		
職	応接マナー職場研修指導者 研修	指名	応接マナー職 場研修指導者	県民サービスを向上させるために、応接マナー職場 研修指導者の資質の向上を図る。	39名		
場研修	人権問題職場研修指導者研 修	指名	人権問題職場 研修指導者	職員の人権意識を高めるために、人権問題職場研修 指導者の資質の向上を図る。	52名		
支援	職場研修推進員研修	指名	職場研修推進員	「ともに育つ職場づくり」をめざし、各職場の状況 に応じた職場研修を実施するために、職場研修推進 員の資質の向上を図る。	34名		
	職場研修(自由枠)	応募	全職員	各所属で企画した研修内容に合った講師を派遣し、 所属単位での研修を通じて、職場での人材育成や技 術力の向上を支援する。	95名		

(2)教育委員会

 4.7线月多	: 只:	_						
研	修	名	称	区分	対 象 者 (前年度途中採 用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講 者数	
初任者研修				指名	採用1年次	新任の教諭に対し、若年教員育成プログラムの一環として、配置校及び教育センター等において、児童 生徒理解に基づいた学級経営力や学習指導力を育成 するとともに、セルフマネジメント力の向上を図 る。	189名	

研 修 名 称	区分	対 象 者 (前年度途中採 用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講 者数
2年経験者研修	指名	採用2年次	1年間の教職経験をもつ教諭に対して、若年教員育成プログラムの一環として、児童生徒理解に基づいた学級経営力や学習指導力を向上させるとともに、セルフマネジメント力の定着を図る。	161名
3年経験者研修	指名	採用3年次	2年間の教職経験をもつ教諭に対して、若年教員育成プログラムの一環として、集団としての力や児童生徒一人一人の能力を高める学級経営力及び学習評価を生かした学習指導力、並びにチームマネジメント力の向上を図る。	164名
4年経験者研修	指名	採用4年次	3年間の教職経験をもつ教諭に対して、若年教員育成プログラムの一環として、自己課題の解決に向けた実践的指導力及びチームマネジメント力の定着を図る。	131名
中堅教諭等資質向上研修	指名	在職期間が満 9年となる者	9年間の教職経験をもつ教諭等に対して、教育センター及び在籍校等において、専門力を追求することで実践的指導力をさらに向上させるとともに、チームマネジメント力の確立を図る。	97名
管理職研修	指名	主導頭校新次論は年副用 を 対	学校組織マネジメントや課題解決等、管理職(または、それに準ずる職)として不可欠な内容の研修を通して、管理職としての資質・指導力の向上を図る。	269名

(3)警察本部

7/青尔平即				
研 修 名 称	区分	対 象 者 (前年度途中採 用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講 者数
初任科研修	指定	新たに採用し た巡査	警察官として必要な知識・技能を修得させる。	72名
一般職員初任科研修	職員初任科研修 指定 新たに採用し た一般職員 警察一般職員として必要な		警察一般職員として必要な知識を修得させる。	10名
新任幹部任用科研修	指定	巡査部長昇任 予定者等	新任幹部として必要な知識・技能を修得させる。	5名
部門別任用研修 (生活安全・刑事・交通・警備)	指定 専務員任用候 <sub>専務</sub>		専務員として必要な知識・技能を修得させる。	52名
専科研修	指定		専門的な知識・技能を修得させる。	327名

(4)公営企業局

<u> </u>				
研修名称	区分	対 象 者 (前年度途中採 用・昇任含む)	研修のねらい・内容	受講 者数
認定看護管理者教育課程セカンド レベル研修	指名	看護長・副看 護長	看護管理者としての資質向上を目的とする。	2名
看護部会研修会	応募	看護長・副看 護長	看護管理者としての資質向上を目的とする。	2名
病院管理研修 (医療経営専攻課程)	指名	事務職	病院事務職員の資質向上を目的とする。	2名

## 2 人事評価の状況

### (1)知事部局等

○人事考課制度の実施

高知県総合人事マネジメントシステムに基づき、県民本位の視点で自らが考え実践できる人材 (職員)を育成するとともに、県庁組織の全体最適を目指した人材の活用に資することを目的と し実施しています。

職員の業績とそれに繋がるプロセスや能力を客観的、継続的に把握し、人材の活用と公平かつ 公正な人事配置の参考にするとともに、考課結果をフィードバックすることによって、職員の適 性の発見や能力の開発に繋げ、県庁の組織としての目標の実現とそのために必要な人材を育成す ることにその意義があります。

平成17年度に人事考課制度を見直し、幹部職員(本庁課長補佐、出先機関次長以上)を対象に 試行し、平成18年度から一般職員を含め、新たな人事考課制度による人事考課を実施しています。 また、平成20年度以降の昇給(毎年4月1日付け)においては、昇給区分の決定にあたり、前年 度の人事考課を基礎資料として活用しています。

#### ア 対象職員

次の各号に掲げるものを除く全ての職員

- ・考課期間の全期間に亘って休職、育児休業等で勤務実績がない職員
- ・ 臨時的任用職員及び非常勤職員
- イ 考課基準日及び考課期間(平成30年度)
  - ・考課基準日 平成31年3月31日
  - ・考課期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

#### ウ 考課方法

考課は第1次、最終の複数考課者で行い、それぞれの考課は7段階絶対評価。考課結果は点数化し、考課の公正性を確保するために、最終承認者を置き、考課の調整を行いました。

考課終了後、職員の育成を図る観点から、考課者が、日常の業務や人事考課などを通じて気づいたことや発見したことについて、職員自身と直接話し合うフィードバックを行っています。

また、人事考課に対する納得性を高める観点から、フィードバックの面接時に希望者に対して、 人事考課の最終考課票の開示を行っています。(平成21年度分~)

### (2)教育委員会

○ 職業能力育成型人事評価制度の実施

教職員の資質・指導力の向上を図るための公平性・透明性のある人事評価制度を平成18年度から県内全ての公立学校で実施しています。

また、「県費負担教職員の人事評価に関する規則」の一部改正等に伴い、平成24年度から全ての教職員について、改正後の規定により実施された人事評価の結果を昇給区分決定にあたり必要となる勤務成績の基礎となる取扱としています。

なお、行政職給料表が適用される事務局職員については、知事部局と同じ方法により実施しています。

(新しい人事評価制度が目指すもの)

- ・公正で、透明性のある人事評価の実施
- ・教職員の職業能力の育成

(本人事評価制度を運用することにより、校内運営組織における個々の教職員の役割や責任を明確にし、その役割等を認識して職務に取り組むことで、個人の職務遂行能力の向上を図り、併せて校内組織の活性化につなげます。)

### ア 評価除外者

- ・臨時的任用職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)
- ・休職、停職、長期研修(市町村教育研究所の研究員を含む。)、産前・産後休暇、育児休業等の事由により、勤務実績がない職員
- ・上記のほか、県教育長が評価を実施することが困難であると認める職員

### イ 評価の対象者

(ア) 定期評価

評価書の作成基準日 (2月1日) において、評価の対象期間 (前年の4月1日から3月31日まで) に勤務実績がある職員

### (イ) 条件評価

当該年度に条件付採用となった職員を対象にして実施

### ウ 主な内容

- ・自己目標シートを活用した自己目標の設定
- ・年度当初における管理職との面談を通しての目標のすりあわせと自己目標の決定
- ・年度末における自己評価と面談を通しての管理職の評価のフィードバック
- ・成果、能力、態度の3観点による7段階評価の実施
- ・評価者研修会等を実施し、評価者の質の向上を図る

## (3)警察本部

### ○ 職員の勤務成績の評価

身分取扱上の公平を期し、公務能率を増進させることを目的として、全職員に対する人事評価 制度を実施しています。

また、昇給に際しては、昇給区分の決定にあたり、前年度を含む3か年の人事評価を基礎資料として活用しています。

### ア 人事評価実施の除外

次の各号の一に該当する職員については、人事評価を実施しないことができる。

- 非常勤職員
- 臨時的任用職員
- ・負傷、疾病その他の理由により、勤務に従事した日数が3月に満たない職員

#### イ 評価期間

4月1日から翌年3月31日までの期間を単位とし、毎年実施するものとする。ただし、正式に採用若しくは承認させた後、評価を行っていない職員については、その正式採用又は昇任の日から当該評価の時期までとする。

### ウ 評価方法

- ・評価上の参考になる事項について、自己申告を実施
- ・被評価者の自己申告を参考にして評価を実施。能力評価10項目50点、実績評価50点、合計100点。
- ・評価者に対する巡回教養を実施し、評価者の質の向上を図る

# 第7章 職員の福祉及び退職管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全対策を行う体制を整備して います。また、各種健康診断を実施し、その結果必要と認める職員に対し、保健指導を行ったり、 健康教室を開催しています。 実施状況については、次のとおりです。

# 1 労働安全衛生管理体制

(平成30年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	公営企業局
県安全衛生委員会の設置	1	0	0	1
地区安全衛生委員会の設置	7	0	0	0
職場安全衛生委員会の設置	6	0	0	1
職場衛生委員会の設置	9	29	44	2

2 健康診断の実施(○・・・実施)

(平成30年度)

	~ NE /			( ) 成50 干/交)
	知事部局等	教育委員会	警察本部	公営企業局
定期健康診断	0	0	0	0
ガン検診	0	0	0	0
人間ドック	0	0	0	0
VDT作業者検診	0	0	0	0
特殊健康診断	0	0	0	0

3 メンタルヘルス対策事業 (○・・・実施)

(平成30年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	公営企業局
専門家による相談	0	0	0	0
研修会の開催	0	0	0	0
職場復帰支援制度の運用	0	0	0	0

4 保健事業等(○・・・実施)

(平成30年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	公営企業局
保 健 指 導	0	0	0	0
健康教室等の開催	0		0	0

5 互助会制度

(平成30年度)

J <u> </u>					<u>(十成30年度)</u>
	知事部局等	公営企業局	計	教育委員会	警察本部
会 員 数	3,485人	840人	4, 325人	7,353人	1,941人
県の補助金支出額	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
会員掛金額	67,839千円	14,593千円	82,432千円	196,020千円	2,209千円

6 職員住宅の保有事項

(亚成30年度末現在)

0 戦員住宅の休有仏佐	(半)	<u>30年度木現任)</u>		
	知事部局等	教育委員会	警察本部	公営企業局
東部地区の職員住宅	72戸	61戸	82戸	50戸
中央地区の職員住宅	332戸	289戸	586戸	20戸
西部地区の職員住宅	245戸	109戸	127戸	69戸
県外職員住宅	11戸	0戸	0戸	0戸
計	660戸	459戸	795戸	139戸

公務災害の発生状況

(平成30年度)

	知事部局等	教育委員会	警察本部	公営企業局
公務(通勤)災害認定数	26件	67件	53件	7件

# 8 職員の退職管理に関する状況

平成30年度に県を離職した管理職員の再就職の状況は、次のとおりです。

1 ///(00 1 /2		した旨生物		17 C 194 · > 1		先区分	<u> </u>	7 0	県	出資団	体
	退職者数 (管理職員)	再就職に 係る届出の 提出者数	H	地方公共団体	財団法 人・社 団法人	その他 非営利 法人	営利法人	その他		出資率 25% 以上 (内数)	出資率 25% 未満 (内数)
知 事 部 局	41	30	0	1	10	6	6	7	11	8	3
教育委員会	13	3	0	0	2	1	0	0	1	1	0
警察本部	7	7	0	0	2	0	0	5	0	0	0
公営企業局		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>※「</sup>知事部局」には知事部局から他部局に出向していた職員を含む。

## 第8章 その他

# 1 公益通報処理の状況

平成18年4月1日から公益通報処理制度を実施しています。 これは、所属の法令違反等の行為について内部通報を行った職員が不利益な取扱いを受けな いよう保護するとともに職員等の法令遵守の確保を図ることを目的とした制度です。 平成30年度の概要は、次のとおりです。

(1) 公益通報の件数

(平成30年度末現在)

17 五重追收少斤数 (干成50平及不死)						
区分	知事部局	教育委員会	警察本部	公営企業局		
個人の生命・身体の保護	0	0	0	0		
消費者の利益の擁護	0	0	0	0		
環境の保全	0	0	0	0		
公正な競争の確保	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0		

(2) 是正措置等の状況

(平成30年度末現在)

27 ELHE 4 V V V U						
区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	公営企業局		
是正措置等を行ったもの	0	0	0	0		
対応中のもの	0	0	0	0		
法令違反等に当たらないため、 対応不要のもの	0	0	0	0		

# 2 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

# (1)知事部局 ※各種委員会を除く

○採用した職員に占める女性の割合(平成30年度) ※再任用職員を除く

	7 14 1942 4 6 1			
区分	総数			女性の
<b>丛</b> 刀	心致	男性	女性	割合
全体	144	91	53	36.8%
事務	83	51	32	38.6%
技術	61	40	21	34.4%

教育委員会事務局含む【 37.2%】

○職員に占める女性職員の割合(H31.4.1現在)

ラ 八	ψ\\ ¥\r			女性の
区分	総数	男性	女性	割合
全体	3, 419	2, 286	1, 133	33. 1%
事務	1, 757	1,057	700	39.8%
技術	1,637	1, 204	433	26. 5%
技能	25	25	0	0.0%

教育委員会事務局含む【 33.8%】

○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(H31.4.1現在)

※再任用短時間勤務職員及び派遣職員除く

 A. T. L. T. L. M.							
区分	総数			女性の			
凸刀	心致	男性	女性	割合			
全体	285	252	33	11.6%			
事務	171	147	24	14.0%			
技術	114	105	9	7. 9%			

教育委員会事務局含む【 13.0%】

○チーフ・班長級以上の職員に占める女性職員の割合(H31.4.1現在)

※再任用短時間勤務職員及び派遣職員含む

	区分	総数			女性の			
凸ガ	心致	男性	女性	割合				
	全体	1, 401	1,067	334	23.8%			
	事務	708	480	228	32. 2%			
	技術	691	585	106	15.3%			
	技能	2	2	0	0.0%			

教育委員会事務局含む【 25.1%】

○男女別の育児休業取得率 (平成30年度)

男性	女性
9. 3%	100.0%

## ○男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率(平成30年度)

配偶者出産休暇	育児参加の ための休暇
88.0%	61.3%

# (2)教育委員会(公立学校)

### ①採用について

○採用者に占める女性割合

年	度	Н31
教	員	51.4%
学校	事務	55.6%

# (参考)

# 1 採用選考審査応募者に占める女性割合

年	度	H31
教	員	44. 2%
学校	事務	0.0%

※上級職のみ(R元.6現在)

## 2 教職員全体に占める女性割合

年	度	H31
教	員	56. 9%
学校	事務	73.6%

## ②仕事と家庭の両立支援について

### ○男女別の育児休業の取得率・平均取得日数

年	度	Н30			
#/-	員	男性	6.9%	(平均取得日数:	44日)
教		女性	100.0%	(平均取得日数:	174日)
学校事	· 由· 3⁄2	男性	0.0%	(平均取得日数:	0日)
	尹伤	女性	100.0%	(平均取得日数:	189日)

# ○男性教職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

年 度	H30
配偶者出産休暇	83.6% (平均取得日数:1日5時間)
育児参加のための休暇	20.9% (平均取得日数:0日5時間)

# ③登用について

## ○管理職に占める女性割合

年	度	H31
教	員	28. 3%
学校	事務	27. 3%

# (3)警察本部

○採用した職員に占める女性の割合(平成30年度)

					17000   120
区八		総数		女性の	
区分	形数	男性	女性	割合	
警察'	卓	74	58	16	21.6%
一般暗	員	12	4	8	66.7%

○職員に占める女性職員の割合 (H31.4.1現在)

	0 1905 (1-1	· - / -   - /			
I	区分	総数		女性の	
	四分   市	心致	男性	女性	割合
	警察官	1,629	1, 464	165	10.1%
ĺ	一般職員	296	119	177	59.8%

○男女別の育児休業取得割合(平成30年中)

区分	男性		女性			
四分	対象者数	取得割合	対象者数	取得割合		
警察官	100	0.0%	8	100.0%		
一般職員	0	0.0%	13	100.0%		

<sup>※</sup>平成30年中に生まれた子どもに対する育児休業取得割合

○約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合(H31.4.1現在)

区分	平成21年度採用者数		継続任用者数		継続任用割合	
区刀	男性	女性	男性	女性	男性	女性
警察官	53	5	44	5	83.0%	100.0%
一般職員	2	6	1	3	50.0%	50.0%

○職員一人当たりの年次有給休暇平均取得日数(平成30年中)

O 1902 V	A TO	11 11/2 1 1 2 2 1/2 1 2 1 2/2 (
区分	平均取得日数	職員一人当たり
警察官	8.1日	0.4 🗆
一般職員	10.0日	8. 4日

# (4)公営企業局

○採用した職員に占める女性職員の割合(平成30年度)

区分		総数			女性の
凸刀	<b>丛</b> 刀	松级	女性	男性	割合
	全体	41	16	25	39.0%
	事務	0	0	0	-
	技術	41	16	25	39.0%

○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (H31.4.1現在)

区分		総数			女性の
	凸刀	松级	女性	男性	割合
	全体	21	5	16	23.8%
	事務	5	0	5	0.0%
	技術	16	5	11	31.3%

○各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (H31.4.1現在)

区分		総数	, <sub>17</sub> , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		女性の
		応数	女性	男性	割合
	計	148	77	71	52.0%
	部局長	1	0	1	0.0%
	次長	8	0	8	0.0%
	課長	12	5	7	41.7%
	課長補佐	8	2	6	25.0%
	係長	119	70	49	58.8%

○男女別の育児休業取得率 (平成30年度)

男性	女性	
9. 1%	100.0%	

○男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率(平成30年度)

配偶者出産休暇	育児参加の ための休暇	
45.5%	9.1%	